

小糸小学校 校庭・体育館利用案内

小糸地区社会体育振興協議会

(平成 21 年 4 月現在)

地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として小糸小学校の校庭及び体育館開放をしています。この開放事業は、学校代表者、市教育委員会、小糸地区体育振興協議会の 3 者で構成する「体育施設市民利用運営協議会」が管理運営しています。これらの施設を共同で利用する為に、以下のルールを守って利用していただくようお願い申し上げます。

I・開放施設と日時

(1) 校庭：日曜日、祝日の午前 7 時から 16 時 30 分まで

(2) 体育館：水曜日、金曜日、土曜日の 19 時から 21 時 30 分まで

尚、登録クラブには抽選により上記以外の曜日でも開放します。

抽選日は前月の第 3 土曜日（校庭利用の抽選日と同じ・・・詳細は下記）

* 日曜日の利用を希望する場合は、施設利用許可を学校長より受けなければなりません。

II・利用できる団体

小糸小学校区内の町内会・自治会、各種スポーツ団体、事業所などが対象ですが、利用にあたっては、予め運営協議会（事務局：小糸小学校）に団体登録をしていただきます。

但し、小糸地区社体協を構成する町内会・自治会は登録不要です。新規に団体登録をする場合は、団体の責任者（満 20 歳以上）が申し込み願います。受付は随時できます。

III・利用できるスポーツ

(1) 校庭

ソフトボール、ゲートボール、ターゲットバードゴルフ、グランドゴルフ、少年野球、少年サッカー、運動会などができます。

* 成人、中学生以上の野球は練習、試合ともできません。

(2) 体育館

原則、以下の曜日は社体協が管理、開放しています。

水曜日：バドミントン 3 面（ラケット、シャトルは各自持参のこと）

金曜日：バウンドテニス 2 面（ラケットは各自持参、但し数本のラケットは貸出します）

土曜日：卓球 3 面（ラケット・ボールは各自持参のこと）

その他の曜日は団体登録により、利用可能（ラケット、ボールなど用具は各自持参のこと）

IV・利用の方法

校庭の利用は、団体単位に下記の要領で受付します。体育館は、どの種目でも開放時間内は自由に利用できます。尚、小糸社体協の年間事業は優先使用とさせていただきます。

(1) 校庭の利用時間区分

A：7 時～8 時 30 分、B：8 時 30 分～10 時 30 分、C：10 時 30 分～12 時 30 分

D：12 時 30 分～14 時 30 分 E：14 時 30 分～16 時 30 分

の 5 区分です。原則として、各団体 1 回 1 区分ですが、同日他に利用がなければ 2 区分以上も利用可能です。但し、A 区分は B 区分と続けて使えることとします。

(2) 予約申込・決定

利用を希望する団体は、前月の第3土曜日19時から19時15分の間に小糸小学校体育館で受付をしていますので、予約をして下さい。希望日が重複した場合は当事者間で抽選または話し合いにより決めていただきます。

(3) 利用手段

利用が決まった団体は、その場で「利用申請書」を書いて頂きますので印鑑を持参して下さい。

「利用申請書」を受理した後、そこで「利用許可証」と「利用報告書」を渡します。

(4) 随時利用

受付日を過ぎても空いている日があれば、事務局（小糸小学校）で随時受け付けます。但し先生の在校時間内に限ります。電話での問い合わせにはお答えできません。

V・利用上の注意

(1) 利用時の手続き

校庭を利用するにあたって、始めに学校の日直代行員に「利用許可証」を提示し、終わったら「利用報告書」を提出して帰ること。但し、日直代行員の勤務時間が8時30分からとなっていますので、A区分の利用者は、帰る時に「利用許可証」を見せ「利用報告書」を渡して下さい。日曜日は日直代行員もいませんので「利用報告書」をポストに提出して帰ること。

(2) 水、金、土曜日体育館利用時

体育館を利用する場合は、管理指導員の指示に従って下さい。終了時には用具の返納、清掃、戸締り、忘れ物など管理指導員とともに点検して下さい。

(3) 利用にあたっては次の事項を守って下さい。

- ①小糸小学校は全域禁煙です。(喫煙は郊外で行って下さい)
- ②ガラス、器物等を破損した場合は、速やかに修理すること。(費用は自弁のこと)
- ③許可された場所以外に立ち入らないこと。
- ④ごみ類は必ず持ち帰ること。
- ⑤校庭では金属スパイクは使用できません。
- ⑥校庭には自転車、バイク、自動車などは乗り入れてはいけません。
- ⑦校庭に引いたラインは消して帰ること。
- ⑧体育館では上履きを使用し、トイレを利用するときは外ばきに履き替えること。
- ⑨幼児の入館は原則として禁止です。やむをえない場合は保護者の責任において監督すること

(4) 学生の利用

小学生、中学生、高校生は保護者または指導者が始めから終わりまで付添う場合にのみ利用できます。入館にあたって利用簿に住所、氏名、学校名、学年、保護者名を記入して入館すること。

『 注 記 』

- ①自動車、バイクなどで来た人は東側門より入った駐車場に止めて下さい。
- ②構内での周回走行は禁止です。学校周辺の路上駐車は厳禁です。

以上の事項に違反した場合、および使用に不当は行為があった場合、また、管理指導員の指示に従わなかった場合には直ちに使用停止を命じ、登録団体資格を抹消することがあります。

不明な点があれば、自治会・町内会の体育委員又は、社体協の役員、スポーツ指導委員にお尋ね下さい。